

平成 30 年 2 月市議会定例会提出案件

提出案件 48 件	議案 47 件	予算案件 24 件 条例案件 20 件 単行案件 3 件	報告案件 1 件
-----------	---------	------------------------------------	----------

I 予算案件

- 1 平成 30 年度会津若松市一般会計予算
- 2 平成 30 年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 平成 30 年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成 30 年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計予算
- 5 平成 30 年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計予算
- 6 平成 30 年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 平成 30 年度会津若松市下水道事業特別会計予算
- 8 平成 30 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 平成 30 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計予算
- 10 平成 30 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計予算
- 11 平成 30 年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 12 平成 30 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計予算
- 13 平成 30 年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 14 平成 30 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 15 平成 29 年度会津若松市一般会計補正予算（第 6 号）
- 16 平成 29 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 17 平成 29 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 18 平成 29 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 19 平成 29 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 20 平成 29 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 21 平成 29 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 22 平成 29 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 23 平成 29 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 24 平成 29 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

II 条例案件

- 1 会津若松市まちの拠点整備等基金条例
- 2 会津若松市北会津地域ふるさと創生基金条例を廃止する条例
- 3 会津若松市企業立地の促進等のための市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 会津若松市吏員恩給条例及び会津若松市職員の恩給の基礎となるべき在職期間と他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例を廃止する条例
- 7 会津若松市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 10 会津若松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 11 会津若松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 12 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例
- 13 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 14 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 15 会津若松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 16 会津若松市河東地域教育施設整備基金条例を廃止する条例
- 17 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 18 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 19 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例
- 20 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 会津若松市南花畑デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 2 城北小学校校舎北東棟改築工事請負契約の締結について
- 3 財産の取得について

IV 報告案件

- 1 会津若松市障がい者計画について

II 条例案件

1 会津若松市まちの拠点整備等基金条例

この案件は、会津若松市まちの拠点整備等基金を設置するため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 賑わいと活気のあるまちづくりに向けて、本市のまちづくりの推進及びまちの拠点の整備に要する資金に充てるため、会津若松市まちの拠点整備等基金を設置することとした。
- ② 基金の積立て、管理、運用益金の処理の方法等について定めることとした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

2 会津若松市北会津地域ふるさと創生基金条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市北会津地域ふるさと創生基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止内容

会津若松市北会津地域ふるさと創生基金を廃止することとした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

3 会津若松市企業立地の促進等のための市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正による、同法及び同法に基づく総務省令の法令名称の変更、国が同意を与える基本計画、国の支援の対象となる事業計画、事業者等の呼称の変更等に伴う条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行し、平成 29 年 9 月 29 日から適用することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。
- ③ この条例の改正に伴う条文整理のため、会津若松市企業立地促進条例及び会津若松市復興産業集積区域における市税の課税免除に関する条例の一部を改正することとした。

4 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 行政財産の使用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することとした。
- ② 行政財産の使用料の算出方法について、より精緻に使用料の額を算出するため、使用許可物件の面積又は長さに係る端数処理の方法を見直すこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

5 会津若松市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

この案件は、国家公務員退職手当法の一部改正等に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

一般職の職員の退職手当の額を引き下げることとした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

6 会津若松市吏員恩給条例及び会津若松市職員の恩給の基礎となるべき在職期間と他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市吏員の恩給に係る制度を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止内容

支給対象者が存在しないこととなったため、会津若松市吏員に対し恩給を支給する制度を廃止することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

7 会津若松市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の基準を見直すこととした。
- ② 会津若松市介護保険運営協議会に設置される部会の名称変更に伴う条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

8 会津若松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護のオペレーターに係る基準を見直すこととした。
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における介護・医療連携推進会議の開催頻度を緩和することとした。
- ③ 共生型地域密着型通所介護に関する基準を定めることとした。
- ④ 療養通所介護及び共用型認知症対応型通所介護の利用定員を見直すこととした。
- ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護において、事業所の指定基準を緩和し、及びサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を定めることとした。
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、身体的拘束等の適正化のために講じるべき措置を定めることとした。
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、入所者の病状の急変等に備えるための対応方針の策定を義務付けることとした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

9 会津若松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員を見直すこととした。
- ② 介護予防認知症対応型共同生活介護において、身体的拘束等の適正化のために講じるべき措置を定めることとした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

10 会津若松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

この案件は、介護保険法等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 指定居宅介護支援事業者の指定を申請する者の資格について定めることとした。
- ② 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準として、次の事項に関する基準を定めることとした。
 - ア 基本方針
 - イ 人員
 - ウ 運営

(2) 施行期日等

- ① 平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

11 会津若松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 指定介護予防支援事業所の担当職員による主治の医師等への介護予防サービス計画の交付等について定めることとした。
- ② 指定介護予防支援事業者の説明内容に、利用者は複数の事業者等を紹介するよう求めることができることを加えることとした。
- ③ 事業の運営に当たっての連携先に、障害福祉制度に係る指定特定相談支援事業者を加えることとした。
- ④ 会津若松市介護保険運営協議会に設置される部会の名称変更に伴う条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

12 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

この案件は、第 7 期介護保険事業計画の策定、介護保険法等の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 第 1 号被保険者の平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率を定めることとした。
- ② 会津若松市介護保険運営協議会の委員の要件を加えることとした。
- ③ 介護保険法の一部改正に伴い、調査等の対象者に関する条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

13 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この案件は、国民健康保険法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険法の一部改正に伴い、本市に置く市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会等に関する条文の整備を行うこととした。
- ② 県による標準化の方針を踏まえ、葬祭費の支給額を5万円に引き上げることとした。
- ③ 県に納付する国民健康保険事業費納付金の額を準備金の積立額の算定基礎とすることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成30年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

14 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

国民健康保険税の課税額に関する課税項目の規定内容について、条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

15 会津若松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

保険料を徴収すべき被保険者に、住所地特例の適用を受けて本市に住所を有すると認められた国民健康保険の被保険者であったものを加えることとした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

16 会津若松市河東地域教育施設整備基金条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市河東地域教育施設整備基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止内容

会津若松市河東地域教育施設整備基金を廃止することとした。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

17 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）の一部改正による法名の変更等に伴う条文の整備を行うこととした。
- ② 条例により緑地等の設置面積の割合を緩和する区域について、改正後の企業立地促進法の規定に基づき国の同意を得た計画に定める特例対象区域とすることとした。
- ③ 附則で定めていた昭和49年6月28日以前の既存工場等に係る緑地等の面積の算定の特例について、本則で定めることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

18 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県建築基準法施行条例の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

東北地方太平洋沖地震等により被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しないこととする特例措置の期間を平成31年3月31日まで延長することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

19 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

この案件は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、及び道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 都市公園の運動施設率の割合を 100 分の 50 とすることとした。
- ② 都市公園を占用等する場合の使用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することとした。
- ③ 都市公園を占用等する場合の使用料の算出方法について、より精緻に使用料の額を算出するため、占用物件の面積、長さ等に係る端数処理の方法を見直すこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

20 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 道路占用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することとした。
- ② 道路占用料の算出方法について、より精緻に占用料の額を算出するため、占用物件の面積又は長さに係る端数処理の方法を見直すこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、占用料の額を引き上げる改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

Ⅲ 単行案件

1 会津若松市南花畑デイサービスセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市南花畑デイサービスセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
会津若松市南花畑デイサービスセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂 62 番地 2
社会福祉法人博愛会
- (3) 指定する期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

2 城北小学校校舎北東棟改築工事請負契約の締結について

この案件は、城北小学校校舎北東棟を改築するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
城北小学校校舎北東棟改築工事
- (2) 工事場所
会津若松市城北町地内
- (3) 契約金額
424,578,240 円
- (4) 工事の概要
構造 鉄筋コンクリート造3階建1棟
延べ面積 1,905.88 平方メートル
- (5) 契約の方法
制限付一般競争入札
- (6) 契約の相手方
会津若松市追手町5番36号
会津土建株式会社

3 財産の取得について

この案件は、河東学園中学校の開校に当たり、必要な備品を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
生徒用デスク 331 台
他 37 件
- (2) 取得金額
22,437,000 円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市中町 1 番 4 号
株式会社栄町オサダ

IV 報告案件

1 会津若松市障がい者計画について

この案件は、会津若松市障がい者計画を策定したので、障害者基本法第 11 条第 8 項の規定に基づき報告するものです。